

農業技術最前线

「アニマルウェルフェア」という家畜飼育のかたち

家畜の健康に配慮することで ブランド化につなげる

「アニマルウェルフェア（家畜福祉、AW）」という日本ではあまりなじみのない家畜飼育の考え方がある。この考え方を基にした飼育方法の実践で、家畜の品質を向上させ、ブランド化する動きが、日本でも始まっている。

滝川康治=文 text by Koji Takikawa

アニマルウェルフェアとは、家畜が最終的な死を迎えるまでの過程において、ストレスから自由で、行動要求が満たされた健康的な生活ができる状態にあること。こうした快適な環境の下で飼育することが安全・安心な畜産物につながり、家畜の持つ能力を發揮させるながら生産性の向上にも結びつく、という考え方だ。

安心な畜産物につながり、家畜の持つ能力を發揮させるなかで生産性の向上にも結びつく、という考え方だ。

から、EU(欧州連合)はAWに関する法令の整備を進めてきた。アメリカでも、生産者団体による自主的なAWガイドラインづくりが盛んである。

日本も加盟するOIE(世界動物保健機関)。旧名・国際獣疫事務局)は近年、家畜の種類ごとのAWガイドラインの

「五つの自由」が 国際的な基本原則に

人と同じように、家畜は高い認知能力や感受性、複雑な社

会性を持ち、苦しみや恐怖を感じる存在である。ストレスによって、飼育環境に生まれたな病原菌への抵抗力が失われ、病気に感染しやすくなる。AWの取り組みは、こうした動物行動学や獣医学の知見に基づいている。

次の「五つの自由」の考え方
が、AWに関する国際的な基本
原則になつてきた。

- ① 空腹と渴きからの自由
- ② 不快からの自由
- ③ 痛み・傷・病気からの自由
- ④ 正常に行動できる自由
- ⑤ 恐怖や苦悩からの自由

この原則ができる発端は、

一九六〇年代にイギリスで出版された『アニマル・マシーン』による集約畜産への警告だった。九七年にアムステルダム条約の議定書で「家畜はたんなる農産物ではない。感受性のある生命存在だ」と規定され、二〇〇七年にはEUの憲法ともいえる里斯ボン条約で明文化されている。

こうした経緯を踏まえ、EUでは採卵鶏のバタリーケージ飼育(※1)を一二年から全面禁止、妊娠豚用のストール飼育(※2)も受胎後四週間から分娩予定日一週間までの期間、一三年以降は全面禁止となつた。また、一〇年のブリュッセル宣言で、「すべての雄子豚の去勢を一八年までに廃止する」と採択した。

AW研究の第一人者でEU事情に明るい日本獣医生命科学大学名誉教授の松木洋一さんによると、EUでは、「ウエルフエア・クオリティー(家畜福祉品質)ブランド」をつくり、競争力をつけ、市場経済の

一九六〇年代にイギリスで出版された『アニマル・マシーン』による集約畜産への警告だった。九七年にアムステルダム条約の議定書で「家畜はたんなる農産物ではない。感受性のある生命存在だ」と規定され、二〇〇七年にはEUの憲法ともいえる里斯ボン条約で明文化されている。

こうした経緯を踏まえ、EUでは採卵鶏のバタリーケージ飼育(※1)を一二年から全面禁止、妊娠豚用のストール飼育(※2)も受胎後四週間から分娩予定日一週間までの期間、一三年以降は全面禁止となつた。また、一〇年のブリュッセル宣言で、「すべての雄子豚の去勢を一八年までに廃止する」と採択した。

AW研究の第一人者でEU事情に明るい日本獣医生命科学大学名誉教授の松木洋一さんによると、EUでは、「ウエルフエア・クオリティー(家畜福祉品質)ブランド」をつくり、競争力をつけ、市場経済の

*1 ワイヤーでできた鳥籠を何段かに重ねて飼育する方法



乳牛の認証事業を始めた「アニマルウェルフェア畜産協会」のセミナー（6月、札幌市内で）



(写真上) 北海道せたな町の放牧養豚農場にて

(写真右) 約30年に及ぶ放牧養豚の実践などを紹介するAWFC代表理事の中嶋千里さん



商標登録済みのロゴマーク。食品への貼付はガイドライン作成が必須条件だ
(提供: AWFC)



なかでAW食品を販売する」「直接支払いで補助金を支給する」、この両面からAWを振興している。松木さんは言う。

「オランダでAW食品の核になつてるのが『ベターレーベン』認証システム。スーパーの畜産食品に認証マークを貼っています。この食品の販売額は、〇八年に六八〇〇万ユーロでしたが、一三年には四・七億ユーロ。すごい勢いで増えています」

財政難で補助金行政が先細りする一方で、AW食品の売り上げは伸びが著しい。

農家による改善計画やAW畜産認証の動きも

国際的な状況の変化に呼応し、日本国内でもAW畜産の振興をめざす動きがある。

五月二八日、「アニマルウェルフェア フード コミュニティー(AWFC)」の設立記念シンポジウムが東京都内で開かれた。全国各地で酪農・肉用牛・養豚・採卵鶏・肉用鶏の各部門でA

W畜産をめざす一七農場でスタート。「五つの自由」の実現を基本原則に掲げ、AW食品を消費者に供給していく。

AWFCでは、各農場がAWにかなつた飼育に向けたガイドラインをまとめ、公開する。すでに、「コミュニケーションブランド」のロゴマークと「ウェルフェアカード」という言葉を商標登録しており、今後、農場と食品・流通・外食の各業者、消費者とが協働し、AW食品を供給するチエーン開発に取り組むという。

AWFCの代表理事は、山梨県韮崎市で放牧養豚などを営む、「ぶうふうう農園」の中嶋千里さん。妊娠期間中の繁殖豚と肥育豚は放牧場で飼育し、子豚は母乳で育ててきた。中嶋さんが実践する方法を基に作られた「通常の畜舎飼い」から「AW」に移行するためのガイドライン(案)では、「飼育空間を広げる一方で、コンクリート床にわらやおがくずを敷く」「ストールは数日間のみ使

用」「哺乳期間を延ばす」などの項目を盛り込んだ。こうしたガイドラインを各農場で作成することが入会の条件で、信頼されるAW食品の提供をめざす。国内の乳牛の半数が飼育されている北海道では、AWの普及を目的に、全国初となる民間のAW認証制度が創設。酪農家や研究者、獣医師らでつくる(一社)アニマルウェルフェア畜産協会による試みだ。

認証は乳牛から始め、七月から希望農家を募集し、来年春にも認証マーク付き商品が誕生する見通しだ。認証基準はOIE基準や(公社)畜産技術協会のAW評価法などを下地にした。濃厚飼料の給与比率や従事者一人当たり搾乳頭数の制限などの独自基準もある。

中小規模の農家が競争力を持てるよう配慮する一方、付加価値づくりに活用して消費者に知つてもらうなかで、酪農・畜産にたいする理解の促進・